

## 第3号被保険者に対する種別変更の届出勧奨に関する取組

- 第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨の実施について（通知）  
（昭和63年 3月31日 庁文発1477号）・・・・・・・・ 1
- 第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨の実施について（通知）  
（平成 元年 7月24日 庁文発2078号）・・・・・・・・ 3
- 第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨の実施の一部変更について（通知）  
（平成 3年 2月27日 庁文発 553号）・・・・・・・・ 4
- 第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨の実施について（通知）  
（平成 3年10月 3日 庁文発2570号）・・・・・・・・ 5
- 第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨の実施の一部変更について（通知）  
（平成 4年 8月28日 庁文発2406号）・・・・・・・・ 6
- 第3号被保険者の種別変更等に係る届出の勧奨の実施について（通知）  
（平成 5年 5月18日 庁文発1549号）・・・・・・・・ 7
- 国民年金第3号被保険者に係る種別変更の届出の勧奨について（通知）  
（平成 7年 8月 2日 庁文発2877号）・・・・・・・・ 8
- 第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨状等の配信について（事務連絡）  
（平成 7年 8月30日 事務連絡）・・・・・・・・ 10
- 第1号被保険者又は第3号被保険者に係る資格取得、種別変更又は種別確認の届出のお知らせ（勧奨）の実施について（通知）  
（平成10年 3月 2日 庁文発 497号）・・・・・・・・ 11
- 国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者に対する適用促進  
について（通知）  
（平成17年 4月20日 庁保険発0420001号）・・・・・・・・ 13





庁文発第 1477号

昭和63年 3月31日

記

都道府県民生主務部(局)

国民年金主管課(部)長 殿

社会保険庁年金保険部国民年金課長

社会保険庁年金保険部業務第一課長

第3号被保険者に係る種別変更等の届出の  
勧奨の実施について

第3号被保険者の適用に関する事項については、昭和61年4月1日庁保険発第17号をもって通知したところであるが、今後、配偶者である第2号被保険者が厚生年金保険法の被保険者でなくなったことにより第3号被保険者に該当しなくなった場合に的確に対応するため、下記により配偶者記録(第3号被保険者の配偶者である第2号被保険者の氏名、生年月日及び被用者年金制度における記号番号等をいう。以下同じ。)を活用して種別変更等の届出の勧奨を実施することとしたので、貴職におかれても所要の措置を講じられたい。

1. 目的

社会保険庁において第3号被保険者の記録及び配偶者記録並びに厚生年金保険の被保険者記録を管理していることに着目し、これらの突合の結果、既に第3号被保険者に該当しなくなっていると考えられる者(以下「第3号非該当者」という。)を抽出して種別変更等の届出の勧奨を実施することにより、適用の適正化を図る。

2. 実施方法

(1) 社会保険庁は、毎年5月に第3号非該当者を抽出し、これらの者に係る種別変更等の届出の勧奨状(以下「勧奨状」という。)及び一覧表(以下「勧奨状送付者リスト」という。)2部を作成することとする。

また、配偶者記録が相違していることが判明した第3号被保険者については、配偶者記録を確認し、補正するための一覧表(以下「配偶者ファイル厚年(船保)突合処理確認リスト」という。)を作成することとする。

なお、第3号非該当者の抽出は、前年度末における第3号被保険者の記録と当該第3号被保険者に係る配偶者の厚生年金保険の被保険者記録とを突合し、配偶者の厚生年金保険の被保険者記録が現存でない者を抽出することとしているが、抽出時点において当該第3号被保険者が現存でない場合には、この限りでない。

(2) 昭和63年度においては諸般の事情にかんがみ、社会保険庁から第3号非該当者に直接勧奨状を送付することとする。

- (3) 社会保険庁は、勸奨状送付者リスト2部及び配偶者ファイル厚年（船保）突合処理確認リストを社会保険事務所あて送付することとする。
- (4) 社会保険事務所は、勸奨状送付者リストの送付を受けたときは、そのうちの1部を市町村あて第3号被保険者の適川事務の参考資料として送付すること。
- (5) 社会保険事務所は、配偶者ファイル厚年（船保）突合処理確認リストの送付を受けたときは速やかに、国民年金配偶者記録関係業務取扱要領の定めるところにより、配偶者記録の補正のための事務を行うこと。

なお、国民年金配偶者記録関係業務取扱要領の改正については、別途通知するものであること。

(写送付先 社会保険事務所長)



庁文発第2078号

平成元年7月24日

都道府県民生主管部（局）

国民年金主管課（部）長 殿

社会保険庁運営部

年金指導課長

第3号被保険者に係る種別変更等の届出の  
勤奨の実施について

標記については、昭和63年3月31日庁文発第1477号をもって通知したところであるが、本年度においては下記により実施することとしたので、管下の社会保険事務所に対して所要の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 社会保険庁は、既に第3号被保険者に該当しなくなっていると考えられる者（以下「第3号非該当者」という。）を抽出しこれらの者に係る種別変更等の届出の勤奨状（以下「勤奨状」という。）及び一覧表（以下「勤奨状送付者リスト」という。）2部作成のうえ封筒（窓あ

き）とともに各社会保険事務所あて送付することとする。

なお、第3号非該当者の抽出は、前年度末における第3号被保険者の記録と当該第3号被保険者に係る配偶者の厚生年金保険の被保険者記録とを突合し、配偶者の厚生年金保険の被保険者記録が現存でない者を抽出することとしているが、抽出時点において当該第3号被保険者が現存でない場合には、この限りでない。

- 2 社会保険事務所は、勤奨状等の送付を受けたときは封筒への押印（社会保険事務所名、所在地等）及び勤奨状の封入・封かんを行い、第3号非該当者あて送付するとともに、勤奨状送付者リスト1部を市町村における第3号被保険者の適用事務の参考資料として市町村あて送付すること。

（写送付先 社会保険事務所長）



庁文発第 553号

平成3年2月27日

記

都道府県民生主管部（局）

国民年金主管課（部）長 殿

社会保険庁運営部年金指導課長

第3号被保険者に係る種別変更等の届出の  
勧奨の実施の一部変更について

第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨については、昭和63年3月31日庁文発第1477号及び平成元年7月24日庁文発第2078号に基づき実施しているところであるが、本年度においては、下記のとおり実施することとしたので、管下の社会保険事務所に対して所要の措置を講ずるよう指導方お願いいたします。

なお、「国民年金配偶者記録関係業務取扱要領」の改正については、別途社会保険業務センターより通知される予定であるので申し添えます。

種別変更等の届出の勧奨状及び一覧表の作成データは、次のとおり処理し、社会保険事務所に配信することとしたこと。

突合処理日	抽出処理日	配信
1月31日	3月中旬	3月下旬

また、これに伴い、配偶者記録を確認し、補正をするための一覧表についても3月下旬に社会保険事務所に配信することとしたこと。

（写送付先：社会保険事務所長）

庁文発第 2 5 7 0 号

平成 3 年 1 0 月 3 日

都道府県民生主管部（局）

国民年金主管課（部）長 殿

社会保険庁運営部年金指導課長

第 3 号被保険者に係る種別変更等の届  
出の勧奨の実施の一部変更について

第 3 号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨については、昭和 6 3 年 3 月 3 1 日庁文発第 1 4 7 7 号及び平成 3 年 2 月 2 7 日庁文発第 5 5 3 号に基づき実施しているところであるが、本年度は下記のとおり実施することとしたので、管下の社会保険事務所に対して所要の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 年 1 回抽出して行っていた第 3 号非該当者に対する種別変更等の届出の勧奨については、次のとおり行うこととしたこと。

突合処理日	抽出処理日	配 信
1 0 月 3 1 日	1 2 月中旬	1 2 月下旬
1 2 月 2 5 日	2 月中旬	2 月下旬

- 2 配偶者記録が相違していることが判明した第 3 号被保険者については、配偶者記録を確認し、補正するための一覧表を平成 4 年 2 月に作成し、同月下旬に各社会保険事務所あて配信すること。
- 3 当年度において必要な勧奨状及び封筒（窓あき）は第 1 回目配信までに各社会保険事務所あて送付すること。

（写送付先 社会保険事務所長）

庁文発第 2406 号

平成 4 年 8 月 28 日

都道府県民生主管部（局）

国民年金主管課（部）長 殿

社会保険庁運営部年金指導課長

第 3 号被保険者の種別変更等にかかる届出  
勧奨実施の一部変更について

第 3 号被保険者に係る種別変更等の届出勧奨については、昭和 63 年 3 月 31 日庁文発第 1477 号及び平成 3 年 10 月 3 日庁文発第 2570 号に基づき実施しているところであるが、本年度においては、下記のとおり実施することとしたので、管下、社会保険事務所に対して所要の措置を講ずるよう指導されたい。

記

1. 平成 4 年度における第 3 号被保険者非該当者に対する種別変更等の届出勧奨については、次のとおり行うこととしたこと。

突合処理日	抽出処理日	配 信
8 月 31 日	10 月	10 月下旬
10 月 31 日	12 月	12 月下旬
12 月 25 日	2 月	2 月下旬

2. 配偶者記録が相違していることが判明した第 3 号被保険者については、配偶者記録を確認し、補正するための一覧表を平成 5 年 2 月に作成し、同月下旬に各社会保険事務所あて配信すること。
3. 当年度において必要な勧奨状及び封筒は第 1 回目配信までに各社会保険事務所あて送付すること。

（写送付先：社会保険事務所長）



「号」

庁文発第1549号  
平成5年5月18日

都道府県民生主管部（局）国民年金主管課（部）長 殿

社会保険庁運営部年金指導課長

第3号被保険者の種別変更等にかかる届出の勧奨の実施について

標記については、昭和63年8月31日庁文発第1477号及び平成4年8月28日庁文発第2406号に基づき実施しているところであるが、このうち実施時期等については、今後、下記によることとしたので、管下の社会保険事務所に対して所要の措置を講ずるよう指導されたい。

記

1. 第3号被保険者非該当者に対する種別変更等の届出勧奨に係る突合処理日等については、次のとおりとしたこと。

突合処理日	抽出処理月	配 信
5月31日	7月	7月下旬
8月31日	10月	10月下旬
11月30日	1月	1月下旬

2. 抽出処理時において、配偶者記録が相違していることが判明した第3号被保険者については、配偶者記録を確認・補正するための一覧表を翌年1月下旬に各社会保険事務所あて配信すること。
3. 当年度において必要な勧奨状及び封筒は、第1回目までに各社会保険事務所あて送付すること。

（写送付先：社会保険事務所長）

規

53

庁文発第2・877号

平成7年8月2日

都道府県民生主管部（局）国民年金主管課（部）長 殿

社会保険庁運営部年金指導課長



国民年金第3号被保険者に係る種別変更の届出の勧奨について

国民年金法等の一部を改正する法律（平成6年11月9日法律第93号）附則第10条の規定により、国民年金第3号被保険者に係る年金受給権を確保するための特例措置として、平成7年4月から平成9年3月までの間に特例届出を行うことによって、保険料納付済期間に算入されない第3号被保険者期間（以下「3号未算入期間」という。）を保険料納付済期間に算入することとされたところである。

今般、特例届出を設けた趣旨を踏まえ、新たな3号未算入期間の発生を防止するため、昭和63年3月31日庁文発第1477号及び平成5年5月18日庁文発第1549号通知に基づき実施している届出の勧奨に加え、配偶者である第2号被保険者からの政府管掌健康保険被扶養者異動届によって認定解除（取消）され第3号被保険者に該当しないと見られる場合の届出の勧奨を、下記により行うこととしたので遺憾のないよう取り計らわれない。

なお、国民年金第3号被保険者に係る社会保険オンラインシステムの事務取扱の変更については、社会保険業務センターから別途通知されるので申し添える。

記

1 実施対象

届出の勧奨対象者は、平成7年9月以後、第3号被保険者記録、当該第3号被保険者に係る配偶者の厚生年金保険被保険者資格記録又は政府管掌健康保険被扶養者記録に係る届出が処理された者のうち、届出が処理された月から3月経過後において、第3号被保険者に係る配偶者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているにもかかわらず第3号被保険者として記録されている者及び政府管掌健康



保険被扶養者の認定が解除（取消）されているにもかかわらず第3号被保険者として記録されている者（以下「第3号非該当者」という。）とする。

## 2 実施方法

- (1) 社会保険業務センターで管理している第3号被保険者記録、第3号被保険者の配偶者の第2号被保険者資格記録及び政府管掌健康保険被扶養者記録を活用して、第3号被保険者からの種別変更の届出が行われていない者（以下「未届者」という。）について、平成7年12月から毎月、届出の勧奨を行うこととする。
- (2) 平成7年12月以後毎月、勧奨状及び勧奨状送付一覧表を社会保険業務センターから社会保険事務所に配信することとする。
- (3) 社会保険事務所は、勧奨状が配信されたときは勧奨状の封入・封かんを行い、第3号非該当者あてに勧奨状を送付すること。  
また、第3号非該当者に対する勧奨状送付一覧表1部を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）あてに第3号被保険者適用事務の参考資料として送付すること。
- (4) 社会保険事務所は、勧奨状を送付しても届出がない者について、(3)の勧奨状発行時から3月経過後において配信される再度の勧奨状の封入・封かんを行い(3)の勧奨状の送付先へ送付すること。  
さらに3月経過後においても届出がない者については、未届者のリストが配信されるので、その1部を市町村あて届出勧奨の参考資料として送付すること。

## 3 第3号被保険者資格取得届等の入力処理

社会保険事務所は、「国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第3号被保険者該当）届書」の入力処理にあたり、窓口装置で配偶者記録の確認を行い、第3号被保険者記録と配偶者記録の整合性の確保に努めること。

なお、社会保険業務センターで管理されている国民年金原簿（第3号被保険者ファイル）に平成7年9月から配偶者の年金手帳記号番号等を収録することとしたので、記録の整合性を確保するため活用すること。

（写送付先 社会保険事務所長）

事務連絡  
平成7年8月30日

都道府県民生主管部（局）国民年金主管課（部）長 殿

社会保険業務センター情報管理部指導課長

第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勤奨状等の配信について

「国民年金第3号被保険者に係る種別変更の届出の勤奨について」は、平成7年8月2日庁文発第2877号をもって社会保険庁運営部年金指導課長より通知され、平成7年12月から毎月届出の勤奨が行われることとなったため、本年度予定していた下記の勤奨状、勤奨状送付者リスト（平成7年10月27日・平成8年1月26日）及び配偶者ファイル厚年（船保）突合処理確認リスト（平成8年1月26日）の作成データについては、配信しないこととしましたので連絡します。

記

	配信日（1回目）	配信日（2回目）	配信日（3回目）
勤奨状	平成7年7月28日 （配信済）	平成7年10月27日 （配信されない）	平成8年1月26日 （配信されない）
勤奨状送付者リスト	平成7年7月28日 （配信済）	平成7年10月27日 （配信されない）	平成8年1月26日 （配信されない）
配偶者ファイル厚年 （船保）突合処理確 認リスト	—————	—————	平成8年1月26日 （配信されない）

（写送付先：社会保険事務所長）

### 三四九 国民年金第一号被保険者又は第三号被保険者に係る資格取得、種別変更又は種別確認の届出のお知らせ(勸奨)の実施について

(平成十年三月二日庁文発第四九七号) 都道府県民生主官(局長) 国民年金主官(課長) 長あて 社会保険庁運営部(年金指導課) 課長通知

一部改正 平成一五年三月二四日庁文発第七九八号  
基礎年金番号の実施に伴い、同番号を活用した記録管理により国民年金の適用対象者の把握が可能となったことから、標記について平成十年四月より下記のとおり実施することとしたのでよろしく取り計らわれるとともに、これを活用した未適用者の適用が効率的に推進できるように市町村に対して十分周知願いたい。

なお、事務処理の詳細については、別途「社会保険業務センター」から通知されることとして留意されたい。

おつて、昭和六十三年三月三十一日庁文発第一四七七号「第三号被保険者に係る種別変更等の届出の実施について」、平成三年七月三十日庁文発第二〇二九号「国民年金未加入第一号被保険者に係る資格取得の届出勸奨の実施について」、平成五年五月十八日庁文発第一五四九号「第三号被保険者の種別変更等にかかる届出の勸奨の実施について」及び平成七年八月二日庁文発第二八七七号「国民年金第三号被保険者に係る種別変更の届出の勸奨について」の通知については、平成十年四月一日以後、廃止する。

### 記

#### 一 目的

基礎年金番号の実施に伴い、基礎年金番号管理ファイル、国民年金被保険者記録及び厚生年金被保険者記録、共済組合等(私学教職員共済制度を含む。以下同じ。)の組合員記録若しくは加入者記録並びに政府管掌健康保険被扶養者記録及び共済組合等の被扶養者記録を活用して、第一号被保険者又は第三号被保険者の資格取得、種別変更又は種別確認の届出が未届の者(以下「第一号・第三号未届者」という。)に対して、毎月、勸奨状(別表のA欄に掲げる別添1~6の帳票をいう。以下同じ。)等を送付し、第一号被保険者及び第三号被保険者の届出促進を図ることを目的とする。

#### 二 お知らせ(勸奨)の対象者

平成九年一月以後において、第一号被保険者又は第三号被保険者の資格取得、種別変更又は種別確認の届出をする事由が発生(以下「事象発生」という。)している者(その処理が平成十年三月以前に行われた者を除く。)でありながら、当該事象発生から一定期間を経過しても届出が未届となっている者に(別表のB欄参照)をお知らせ(勸奨)の対象者とする。

なお、共済組合等の組合員若しくは加入者又はこれらの者の配偶者については、国民年金法附則第八条の規定により、社会保険庁長官が共済組合等から資料の提供を受けた場合に限られ、第三号被保険者の配偶者が組合管掌健康保険の被保険者の場合には対象とされないものである。

(I) 厚生年金保険の被保険者又は共済組合等の組合員若しくは加入者(以下「第一号被保険者」という。)の資格を喪失した者(死亡

による喪失及び六〇歳以降の喪失を除く。)

(2) 政府管掌健康保険及び共済組合等(以下「政管健保等」という。)の被扶養者(配偶者に限る。以下同じ。)となった者

(3) 第二号被保険者の資格を喪失した者のうち引き続き他の年金制度に加入して第二号被保険者となった者の配偶者(第三号被保険者とされている者)であつて、新たな政管健保等においても被扶養者に該当している者

(4) 第二号被保険者の資格を喪失した者(六五歳未満に限る。)の配偶者(第三号被保険者とされていた者)であるにもかかわらず、第三号被保険者とされている者

(5) 第三号被保険者とされていた者であつて、政管健保等の被扶養者に該当しなくなったにもかかわらず、第三号被保険者とされている者

(6) 第二号被保険者の資格を喪失した者のうち引き続き同一の年金制度に加入して第二号被保険者となった者の配偶者(第三号被保険者とされていた者)であつて、政管健保等の被扶養者に該当しなくなった者

(7) 第二号被保険者の資格を喪失した後、第一号被保険者又は第三号被保険者として加入すべき期間が未加入期間となったまま、再び第二号被保険者の資格を取得した者

(8) 二〇歳到達により基礎年金番号を付番した者

#### 三 実施方法

(I) 勸奨状及び別表のE欄に掲げる各々の勸奨対象者一覧表並びに別表のH欄に掲げる各種勸奨対象者市町村別件数表は、事象発生月から2月後(上記二の(7)に該当する者に係るものは事象発生

当月)の月の下旬に、該当する被保険者の住所地を管轄する社会保険事務所に社会保険業務センターから配信されること。(配信先の取扱いは以下同じ。)

(2) このうち、勸奨状については、速やかに第一号・第三号未届者(ただし、二の②に掲げる者に係る勸奨状については、その者の配偶者である第二号被保険者)に送付し、届出の勸奨を図ること。また、各々の勸奨対象者一覧表は、参考資料として必要に応じて、該当する市町村に送付すること。

なお、各種勸奨対象者市町村別件数表は、社会保険事務所において適用事務の参考資料として活用されたいこと。

(3) ①の勸奨状による勸奨を行ったにもかかわらず届出がなされない者については、勸奨状送付から四月後の月の下旬に、再び勸奨状及び別表のG欄に掲げる各々の最終勸奨対象者一覧表並びに別表のH欄に掲げる各種最終勸奨対象者市町村別件数表が配信されること。

なお、この勸奨状及び各々の最終勸奨対象者一覧表並びに各種最終勸奨対象者市町村別件数表については、②と同様の取り扱いとすること。

(4) ③の勸奨状を送付してもなお届出がなされない者については、当該勸奨状の送付から二月後の月の下旬に、別表のH欄に掲げる国民年金未適用者一覧表及び国民年金未適用者市町村別件数表が配信されること。

(5) このうち、国民年金未適用者一覧表は、参考資料として必要に応じて、該当する市町村に送付すること。

なお、国民年金未適用者市町村別件数表については、社会保険

事務所において適用事務の参考資料として活用されたいこと。

(6) さらに、事象発生から十七月経過後に初めて到来する二月又は八月までにおいても届出がされない者については、別表のH欄に掲げる国民年金未適用者一覧表(最終)及び国民年金未適用者市町村別件数表(最終)が同月の下旬に配信されること。

(7) このうち、国民年金未適用者一覧表(最終)は、参考資料として必要に応じて、該当する市町村に送付すること。

なお、国民年金未適用者市町村別件数表(最終)については、社会保険事務所において適用事務の参考資料として活用されたいこと。

(8) 勸奨状が送付された者で資格取得の届出が未届のまま第二号被保険者の資格を取得した者については、別表のH欄に掲げる勸奨済者資格喪失日決定者一覧表及び勸奨済者資格喪失日決定者市町村別件数表が資格取得処理が行われた月の下旬に配信されること。

この勸奨済者資格喪失日決定者一覧表は、参考資料として必要に応じて、該当する市町村に送付すること。

なお、勸奨済者資格喪失日決定者市町村別件数表については、社会保険事務所において適用事務の参考資料として活用されたいこと。

(9) 勸奨状を送付したにもかかわらず、転居等により返戻された場合には、勸奨状未送達登録(取消)処理票(参考二二)によりその旨の登録処理を行うこと。

なお、当該登録処理を行った場合には、それ以後、勸奨状及び未適用者一覧表の処理の対象者とならないこととなるので、十分留意されたい。

【別添・参考略】

A 告知らせ(勸奨)処理名	B 勸奨対象者	C 事象発生年月日	D 初回勸奨の配信時期	E 初回勸奨対象者一覧表	F 最終勸奨の配信時期	G 最終勸奨対象者一覧表	H その他一覧表及び件数表の配信時期
第1号・第3号被保険者資格取得勸奨(別添1)	3の(1)	2号被保険者資格喪失年月日	事象発生年月から2月後	第1号・第3号被保険者資格取得勸奨対象者一覧表(参考1)	初回勸奨から4月後	第1号・第3号被保険者資格取得勸奨対象者一覧表(参考7)	E欄の初回勸奨対象者一覧表と同時期各種勸奨対象者市町村別件数表(参考13)
第3号被保険者該当勸奨(別添2)	3の(2)	被扶養配偶者該当年月日	事象発生年月から2月後	第3号被保険者該当勸奨対象者一覧表(参考2)	初回勸奨から4月後	第3号被保険者該当勸奨対象者一覧表(参考8)	G欄の最終勸奨対象者一覧表と同時期各種最終勸奨対象者市町村別件数表(参考14)
第3号被保険者種別認定勸奨(別添3)	3の(3)	保険者喪失年月日	事象発生年月から2月後	第3号被保険者種別認定勸奨対象者一覧表(参考3)	初回勸奨から4月後	第3号被保険者種別認定勸奨対象者一覧表(参考9)	初回勸奨の事象発生年月日から17ヶ月経過後初めて到来する2月までの8月国民年金未適用者一覧表(最終)(参考17)
第1号被保険者該当勸奨(別添4)	3の(4)	2号被保険者喪失年月日及び非該当年月日	事象発生年月から2月後	第1号被保険者該当勸奨対象者一覧表(参考4)	初回勸奨から4月後	第1号被保険者該当勸奨対象者一覧表(参考10)	勸奨対象者の中から資格取得等が未届のまま第2号被保険者の資格取得処理が行われた当該月勸奨済者資格喪失日決定者一覧表(参考19)
未加入期間国民年金適用勸奨(別添5)	3の(7)	2号被保険者の再取得日	事象発生年月の当月又は翌月	未加入期間国民年金適用勸奨対象者一覧表(参考5)	初回勸奨から4月後	未加入期間国民年金適用最終勸奨対象者一覧表(参考11)	勸奨済者資格喪失日決定者一覧表(参考20)
20歳国民年金適用勸奨(別添6)	3の(8)	20歳到達日	事象発生年月から2月後	20歳国民年金適用勸奨対象者一覧表(参考6)	初回勸奨から4月後	20歳国民年金適用最終勸奨対象者一覧表(参考12)	

別表

お知らせ(勸奨)業務に係る配信時期及び配信帳票について

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課長  
(公印省略)

国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者  
に移行した者に対する適用促進について

標記については、「国民年金第1号又は第3号被保険者に係る資格取得、種別変更又は種別確認の届出のお知らせ(勧奨)の実施について」(平成10年3月2日庁文発第497号。以下「届出勧奨実施通知」という。)に基づき、資格取得、種別変更又は種別確認のいずれかの届出を要する事由が発生(以下「事象発生」という。)したときから2か月後及び6か月後に被保険者種別変更の届出勧奨(以下「届出勧奨」という。)を行い、自主的な届出を促進しているところである。

しかしながら、届出勧奨を行っても届出がなく、将来無年金となる恐れのある者が存在していると考えられ、総務省による「年金に関する行政評価・監視—国民年金業務を中心として—」においては、届出勧奨によっても届出に応じないといった場合には、速やかに職権適用を実施するよう勧告をされたところである。

このため届出勧奨によってもなお未届となっている者については、下記のとおり取り扱うこととするので通知する。

記

1 趣旨

厚生年金保険等の被保険者である国民年金第2号被保険者又はその被扶養配偶者である第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者であって、被保険者種別変更届の届出がない者に対し、届出勧奨実施通知に基づき実施している届出勧奨の様式を、より分かりやすい内容となるよう変更するとともに、変更後の様式による届出勧奨によっても

なお届出がない者に対して、職権による種別変更処理（以下「職権適用」という。）を行い、もって国民年金事業の適正かつ公正な運営及び被保険者の年金権の確保を図ることとするものである。

## 2 実施時期

- (1) 届出勸奨状の様式を、平成17年4月送付分から別紙様式1のとおりとすること。
- (2) 職権適用については、変更後の様式による届出勸奨を行った者から実施するものとし、平成17年8月より開始すること。

## 3 職権適用の手順等

### (1) 職権適用予定者の把握

職権適用の予定者は、届出勸奨実施通知の3の(1)及び(4)から(6)までに掲げる者であって、事象発生から6か月経過後に配信される「最終勸奨対象者一覧表（以下「一覧表」という。）」に出力された者のうち、直近の届出済の者を除いた者とする。

### (2) 住所確認

職権適用の予定者について、住民基本台帳の閲覧により住所の確認を行い、住所が確認できた者について、職権適用の対象者とする。

なお、市町村と協議の上、協力が得られる場合は、住民基本台帳の確認を市町村に依頼することにより住所確認を行っても差し支えないこと。

### (3) 適用処理

(2)により確認した職権適用の対象者については、事象発生日において第1号被保険者に該当したものとみなし、配信された届出勸奨状は郵送せず、当該勸奨状により種別変更の入力処理を行うとともに、徴収事績処理票により「特定者」の登録を行い、納付書が事務センターに別送されるよう処理すること。

また、職権適用を実施した者に対しては、「国民年金第1号被保険者種別変更通知書（別紙様式2。以下「職権適用通知書」という。）」を作成し、別送される納付書とともに送付すること。「特定者」の登録については、職権適用通知を送付後、速やかに解除すること。

なお、職権適用の対象となる第2号被保険者から移行した者については、失業等を事由とする特例免除に該当するものが多く含まれると考えられることから、職権適用通知書送付時には、制度周知用パンフレットや口座振替の案内等とともに、免除制度のパンフレットや免除等申請用紙を同封するなどにより制度周知を図り、保険料滞納が生じないように努めるものとする。

### (4) 届出に基づく修正

職権適用通知書送付後において、被保険者から第3号被保険者に該当するなど、適用すべき被保険者の種別が異なる旨の申出があった場合は、速やかに適正な届出を提



出させ、被保険者種別の訂正を行い、被保険者に通知すること。

(5) 職権適用者に対する指導

職権適用を実施した者については、必要に応じて国民年金収納指導員等による戸別訪問を実施し、必要な届出や申請が適正に行われるよう指導すること。特に、第3号被保険者の該当届出や失業による特例免除の申請等について、届出や申請の提出漏れがないよう十分説明するものとする。

(6) 市町村への情報提供

職権適用対象者の該当市町村に対しては、(2)において住所を確認した後の一覧表の写しを送付するなど、該当市町村が被保険者からの照会等に対応できるよう努めること。

4 その他

(1) 職権適用の予定者の把握については、各社会保険事務局の実情に応じ、6か月経過後に配信される一覧表以外の方法により把握して差し支えないこと。また、事象発生から職権適用実施までの期間を短縮することも差し支えないこと。

(2) 職権適用の実施状況については、各月末の状況を取りまとめ、4月、7月、10月及び1月の各15日までに年度当初から前月までの状況を「職権適用の実施状況」(別紙様式3)により報告すること。

なお、報告に当たっては、社会保険庁LANシステムによる電子メールを使用し、国民年金事業室を宛先として、総務部総務課の特殊メールアドレス(chou-soumu@sia.go.jp)に送付すること。

(3) 職権適用者については、職権適用後、おおむね1年間は「国民年金保険料に係る強制徴収の取扱いについて(平成16年9月10日庁保険発第0910001号)」の1の(1)の④に該当するものとして取り扱って差し支えないこと。

(4) 別紙様式2は、各社会保険事務局の実情に応じて変更して差し支えないこと。

# 届出はお済みですか！

あなた(又はあなたの配偶者)は、頁面に記載している「1. 届出を提出していただく方」の、  
 該当します。  
 まだ届出がお済みでない方は、下記により届出をお願いします。

### ● 記入方法

- ① 「全国国民健康保険」に住所、氏名を記入し、押印してください。  
 (被保険者がみなすから署名する場合は、押印は不要です。)
- ② 「大印印」の記載事項が揃っている場合は、訂正してください。

### ● 届付書類

第1号被保険者・・・「年金手帳」又は「高齢年金番号通知書」

第3号被保険者・・・「年金手帳」又は「高齢年金番号通知書」(あなたと配偶者の方)

### ● 届出先

お住まいの市区町村の国民年金担当窓口に出してください。ただし、会社員や公務員(第2号被保険者)の被扶養配偶者となっている方(第3号被保険者)は、配偶者の勤務先に提出して下さい。  
 不明な点がございましたら、お近くの社会保険事務所にご相談下さい。

※ なお、すでに国民年金の届出がお済みの方は、届出の必要はございません。

### ● 国民年金の被保険者とは

**国民年金第1号被保険者** 農林漁業者、自営業、無業及び学生などの方で20歳以上60歳未満の方  
 【国民年金保険料をご自分で納付する必要がある方】

**国民年金第2号被保険者** 会社等に勤務する厚生年金保険の被保険者、共済組合員の方(ただし、65歳以上70歳未満の場合は、老齢・遺族を支給事由とする年金の支給資格を有していない方に限ります。)  
 【厚生年金保険料等が給料から天引きされる方】

**国民年金第3号被保険者** 第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で20歳以上60歳未満の方【保険料をご自分で納付する必要はない方】

### ◎ 第2号被保険者に関する記録欄(ここに記入する必要はありません。)

別荘名	年 月 日
取得年月日	年 月 日
別荘名	年 月 日
取得年月日	年 月 日

年 月 日

作成

様

※この届書は、会社などを退職した際に提出していただくものです。

**国民年金被保険者  
資格取得・  
種別変更(第1号被保険者該当)・  
種別確認(第3号被保険者該当)届書**

届出番号:

届出コード	小区分	届出
1. 新規取得	01. 新規取得	届出
2. 種別変更	02. 種別変更	
3. 種別確認	03. 種別確認	

届出年月日	届出	届出理由(種別変更の届出)	届出理由(種別確認の届出)
年 月 日	第1号 1 第2号(給付) 2 第3号(標準) 3 第3号(共済)	1. 新規取得 2. 種別変更 3. 第2号被保険者からの移行 5. その他 10. 申請届出人住所 11. 労務からの届出	7. 20歳到達 8. 収入控除等(給付、給付、その他) 9. 退職者控除等(給付)加入 10. 退職者控除等(給付)加入 11. 退職者控除等(給付)加入 12. 退職者控除等(給付)加入 13. 退職者控除等(給付)加入 14. 退職者控除等(給付)加入 15. 退職者控除等(給付)加入

**大 印 印**

住所コード

外国人区分	国民年金番号	大 印 印
1. 日本人(帰国)	年 月 日	年 月 日
2. 1以外の外国人		

届出年月日	氏名	届出理由
年 月 日	姓 名	届出理由

**◎ 勤務先事業主等確認欄 ◎**

所在地  
事業所名称  
事業主氏名

**◎ 医療保険者等確認欄 ◎**

所在地  
名称  
代表者氏名

**届 出 人 欄**

上記のとおり届出します。  
 届(区) 町 村 長  
 社会保険事務所  
 姓 氏 名  
 電 話 番 号

**第3号被保険者種別一覧表**

30	第3号A・厚生年金保険(給付)
31	第3号A・厚生年金保険
32	第3号C・国家公務員共済組合
33	第3号C・地方公務員共済組合
34	第3号J・日本私立学校振興・共済事業団

事業主等交付印	高専町村交付印	届出番号

大印印を記入してお届けください。なお、大印印は、誤っている場合は訂正してください。

(別紙様式1)  
届出勸奨状様式(表面)

## 1. 届書を提出していただく方

- (1) 『 第1号・第3号被保険者資格取得動奨 』  
会社員や公務員の方が退職したときは、第1号被保険者又は第3号被保険者になります。
- (2) 『 第1号被保険者該当動奨 』  
① 会社員や公務員の方(第2号被保険者)が退職したときに、その方の被扶養配偶者となっていた方は、第3号被保険者から第1号被保険者になります。
- ② 取入があるために会社員や公務員の方(第2号被保険者)の被扶養配偶者でなくなった方は、第3号被保険者から第1号被保険者になります。
- ③ 会社員や公務員の方(第2号被保険者)が65歳以上となり、年齢・退職を事由とする年金の受給権を得たときは、その方の被扶養配偶者は第3号被保険者から第1号被保険者になります。
- ④ 厚生年金保険に加入している方は、70歳になると厚生年金保険と第2号被保険者の資格を喪失しますので、その方の被扶養配偶者は第1号被保険者になります。
- (3) 『 未加入期間国民年金適用動奨 』  
会社などに再就職した方で過去に未加入期間がある方は、その期間は第1号被保険者又は第3号被保険者になります。
- (4) 『 20歳国民年金適用動奨 』  
20歳になった方で会社員や公務員(第2号被保険者)でない方は、第1号被保険者又は第3号被保険者になります。
- (5) 『 第3号被保険者種別確認動奨 』  
出向や転属などにより会社員や公務員の方(第2号被保険者)の加入する年金制度が変更となった場合は、その方の被扶養配偶者は、その都度、第3号被保険者の届出が必要となります。
- (6) 『 第3号被保険者該当動奨 』  
会社員や公務員(第2号被保険者)の被扶養配偶者となっている方は、第3号被保険者になります。

※ 届け出していなかったために保険料を納付できなかった期間中に重い障害を負ったりしたとき、障害年金が受給できなくなる場合がありますので、忘れずに届出を済ませようお願いします。

なお、国民年金の被保険者となるべき方が届け出していない場合、このようなことにならないよう社会保険事務所において、第1号被保険者とみなして加入処理を行い、保険料の納付を催告することがあります。

## 2. 国民年金の被保険者の皆様へ

### 1. 国民年金保険料を“納められなくなった”らどうすればいいか?

被保険者は、毎月、保険料を納めなければなりません。失業などにより所得が減少して、経済的に保険料を納めることが難しい場合などでも、年金権が確保できるように、次の“保険料を免除する制度”があります。

- ① 申請者の所得に応じて → 全額免除・半額免除
- ② 申請者が20歳台の場合 → 若年者納付猶予制度
- ③ 申請者が学生の場合 → 学生納付特例制度

なお、こうした制度の適用を受けるためには、住所地の市区町村役場に申し出て所得等の審査を受けていただく必要がありますので、ご注意ください。

### 2. 月の途中で退職したときは、いつの分から国民年金保険料を払わなくてはならないのか?

国民年金や厚生年金保険などの保険料は、いずれも被保険者となった月から被保険者でなくなった月の初月分までをお支払いいただくことになります。

したがって、会社などを退職した場合は、退職した日の翌日に国民年金に加入することとなりますので、退職日の翌日が月末であったとしても、その月は国民年金の被保険者となりますので、その月分から国民年金の保険料をお支払いいただくことになります。

### 3. その他“ご相談”

年金に関するご相談は、お近くの社会保険事務所で行っておりますが、社会保険庁のホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)でも情報を提供させて頂いておりますので是非、ご利用下さい。また、保険料のお支払いを口座振替にすると、ご希望の振替方法によっては、納付書でのお支払いに比べて保険料の額がお安くなります。

※ 年金に関する届書は、郵送でも受付しております。

(別紙様式2)

平成 年 月 日

基礎年金番号 (\*\*\*\*-\*\*\*\*\*)

〇〇 〇〇 様

〇〇社会保険事務所長

国民年金第1号被保険者種別変更通知書

先日来、国民年金被保険者種別変更の届出をご提出いただくようご案内しておりましたが、平成〇〇年〇〇月〇〇日現在、届出が提出されておりませんので、国民年金法第7条第1項第1号に規定する被保険者（以下「第1号被保険者」という。）に該当するものとして、下記の年月日で国民年金被保険者の種別変更処理を行いましたので通知します。

つきましては、同封の国民年金保険料納付書により、金融機関、コンビニエンスストア等において、速やかに保険料を納付してください。

なお、下記の年月日において、厚生年金保険の被保険者、各共済組合の組合員等又はこれらの被扶養配偶者に該当している場合等については、当所国民年金担当課あて、早急にご連絡いただきますようお願いいたします。

記

第1号被保険者該当年月日 平成 年 月 日

【問い合わせ先】

〇〇社会保険事務所〇〇課

電話 ( ) -

所在地 (〒 - )

## 職権適用の実施状況

【平成      年度】

	届出勧奨の区分						職権適用者数 合計
	1号・3号資格取得			1号該当			
	リスト出力件数	住所不明者等	職権適用者	リスト出力件数	住所不明者等	職権適用者	
4月							0件
5月							0件
6月							0件
7月							0件
8月							0件
9月							0件
10月							0件
11月							0件
12月							0件
1月							0件
2月							0件
3月							0件
合計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

※各月末の状況を取りまとめ、4月、7月、10月及び1月の15日までに、年度当初から前月までの状況を報告すること。

※様式の変更は行わずに報告すること。

社会保険事務局

(作成者)

(別紙様式3)